

保険

高齢受給者証を7月中旬から送付

新しい国民健康保険の高齢受給者証はオレンジ色で、有効期間は8月1日(土)～3年7月31日(土)です。医療費負担割合は前年中の所得で決まります。

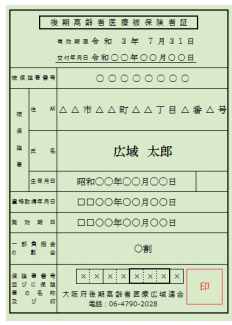
負担割合 2割または3割
対象 昭和20年8月2日以降生まれで、8月1日(土)現在、70歳になっている人

※8月2日(日)以降に70歳になる人は誕生日の翌月1日から適用。

後期高齢者医療被保険者証を7月中旬から送付

新しい後期高齢者医療の被保険者証は薄緑色で、有効期間は8月1日(土)～3年7月31日(土)です。

新しい被保険者証は届いたときから使用できます。有効期限の過ぎた被保険者証は健康保険課まで返却または破棄してください。



後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月中旬から送付

保険料の納付方法

- 特別徴収：原則年6回、年金から天引き
- 普通徴収：口座振替や納付書で納付

用。誕生日下旬に高齢受給者証を送付。1日生まれの人は誕生日から適用

限度額適用認定証などの更新

「限度額適用認定証」「標準負担額減額認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)以降も療養受療する人は申請が必要です。

申請方法
8月31日(月)までに申請書を郵送または持参
※申請書は7月中に対象者へ送付

特定疾病療養受療証の更新

国民健康保険の特定疾病療養受療証の有効期限は7月31日(金)です。8月1日(土)以降も療養受療する人は申請が必要です。

申請方法
8月31日(月)までに申請書を郵送または持参
※申請書は7月中に対象者へ送付

申請・問合せ先

健康保険課
☎06(6902)5697

※年度途中に被保険者になった場合は、資格を取得した月から月割で納付

75歳以上の医療費の自己負担割合

医療費の自己負担割合は、一般の人は1割、現役並み所得者は3割です。自己負担割合は毎年8月1日現在の住民税課税所得額により判定します。ただし、条件によっては自己負担割合が変更になる場合があります。

◆自己負担割合の判定基準

- 同一世帯に2年度住民税課税所得額が145万円以上の被保険者がいる…3割
 - 同一世帯に属する被保険者全員が2年度住民税課税所得額がいずれも145万円未満または145万円以上の場合でも同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下…1割
- ◆自己負担割合の判定に係る申請
現役並み所得者として3割負

税金

固定資産税・都市計画税の減免申請

一定の要件を満たす人は申請により固定資産税・都市計画税が減免される場合があります。

申請方法
2年1月1日現在、65歳以上特別障がい者、寡婦、寡夫のいずれかで、次のすべてを満たす人

- 所有者および所有者と生計を一にする人の所得が市税均等割非課税限度額以下
- 自らの居住用以外の土地や家を持つていない
- 家屋の課税延床面積が70平方メートル以下
- 固定資産税・都市計画税の年税額が土地と家屋を合わせて5万円以下

申請・問合せ先

健康保険課
☎06(6902)5697

年金

今年度国民年金保険料の免除申請を受け付け

7月から今年度国民年金保険料の免除申請を受け付けます。保険料の納付が困難な人は、全額免除、一部免除(4分の3免除、半額免除、4分の1免除)、納付猶予を申請できます。

また、離職した人には特別による免除制度もあります。

免除の結果は前年度の所得などで国が審査し決定します。

※納付猶予の対象は5歳未満の人

申請に必要な物

- 年金手帳、印鑑

減免額 今年度固定資産税・都市計画税の2分の1

申請に必要な物
今年度固定資産税納税通知書、本人確認書類(運転免許証など)、個人番号確認書類(個人番号カード、通知カードなど)、印鑑

申請方法
8月31日(月)までに直接
※本人の申請が必要。本人による申請や来庁が困難な場合は問い合わせ

道路非課税申告

私道を「公共の用に供する道路」として負担している場合、認定されると道路部分の固定資産税・都市計画税が非課税になります。

対象
道路形態で通行に何ら制約を設けず広く不特定多数の人に利用されている道路

※専用通路、通行制限、障害物がある、他人に有料で貸し付けている、植木鉢、自転車などを置いている場合などを除く

申告に必要な書類
印鑑、地積測量図など道路部分に分かる図面、本人確認書類(運転免許証など)

※代理人が申告する場合は委任状

申請・申告・問合せ先 課税課
☎06(6902)5918



寄附・寄贈

◆Daigasグループ「小さな灯」運動様

社会福祉事業推進のため洗濯機をご寄贈いただき感謝いたします。

◆門真市歯科医師会様
幼児の健康増進のため歯ブラシをご寄贈いただき感謝いたします。

申請・問合せ先

- 〒570-0083 守口市京阪本通2-5-5 守口年金事務所
- ☎06(6992)30031
- 〒571-85805 「門真市役所」市民課
- ☎06(6902)60005



いつでも どこでも 簡単・便利 スマートフォン決済 LINE Pay で納付

対象 市税、国民健康保険料、保育料
※保育料は公私立保育所および公立認定こども園に限る

操作手順
①LINEのウォレットのページから「請求書支払」を選択
②バーコードリーダーで納付書のバーコードを読み込む
③請求内容を確認し「決済を行う」を選択
④パスワードを入力

※納付書1枚あたりの金額が30万円を超える場合は利用不可
※詳しくは市ホームページ参照

問合せ先
債権管理課 ☎06(6902)5935 (税担当)
☎06(6902)5939 (保険担当)
保育幼稚園課 ☎06(6902)6757



どうやって使うの(・・・)?

- ① LINE Payにお金をチャージする。
- ② 納付書のバーコードを読み取る。
- ③ パスワード入力する。
- ④ 支払完了

メリットは(?!?)

金融機関・コンビニに行かなくても24時間いつでも納付できます。手数料は無料です。

(・・・)イネ!